

横浜市行政不服審査会答申
(第158号)

令和7年7月8日

横浜市行政不服審査会

1 審査会の結論

「市民税・県民税税額変更処分」に係る審査請求は棄却するべきであるとの審査庁の判断は妥当である。

2 事業の概要

本件は、金沢区長（以下「処分庁」という。）が、審査請求人の令和4年分の確定申告書に扶養親族として記載されていた子のうち障害者控除の対象となっていた子（以下「本件子」という。）について、審査請求人の扶養親族に該当しないとして令和5年12月5日付け令和5年度市民税・県民税税額変更処分（以下「本件処分」という。）を行ったところ、審査請求人が、自らが本件子の養育に係る費用を現に負担しているなどとして、本件処分の取消しを求めるものである。

3 審査請求人の主張の要旨

審査請求人は、本件子と同居する審査請求人の妻（本件子の母）に対し、婚姻費用として毎月288,000円を支払っている。また、審査請求人の妻らは審査請求人所有のマンションに家賃を支払うことなく居住し、当該マンションに関する火災保険その他の費用は審査請求人がこれを全て負担している。

したがって、本件子は、審査請求人の扶養親族として認められるべきである。

4 処分庁の主張の要旨

扶養親族とは、納税義務者の配偶者以外の親族でその納税義務者と生計を一にするものであるところ、審査請求人は、所得税法（昭和40年法律第33号）第85条第3項が定める扶養の認定基準日時点において、本件子と同居をしておらず、本件子に係る婚姻費用も支払っていなかったことから、本件子と生計を一にするとは認められない。

したがって、本件子は、審査請求人の扶養親族に該当しない。

5 審査庁の裁決についての判断

本件審査請求は、棄却するべきとし、その理由を審理員意見書の「6 判断理由」に記載のとおりとしている。

6 審査会の判断

当審査会の判断理由は、審理員意見書の「6 判断理由」と同旨であり、次のとおりである。

(1) 法令の規定

地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 23 条第 1 項第 9 号及び法第 292 条第 1 項第 9 号は、市県民税の納税義務者の扶養親族について、納税義務者の配偶者以外の親族であって、「その納税義務者と生計を一にするもの…のうち、前年の合計所得金額が 48 万円以下である者をいう。」と定める。

法第 34 条第 1 項第 6 号及び法第 314 条の 2 第 1 項第 6 号は、市県民税の障害者控除について、扶養親族が障害者である場合は 1 人につき 26 万円（特別障害者は 30 万円）を控除すると定める。

法第 34 条第 8 項本文及び法第 314 条の 2 第 8 項本文は、扶養親族であるかどうかの判定は、「前年の 12 月 31 日（前年の中途においてその者が死亡した場合には、その死亡の時）の現況によるものとする。」と定める。

(2) 扶養親族該当性の判断枠組み

ア 扶養親族であるかどうかの判定に係る法の解釈に際しては、その所得控除に係る規定について法と概ね同一の内容の規定を有し、本件で争点となっている扶養親族についても法と同じ定義規定を有する所得税法の解釈が参考とされるべきところ、所得税基本通達（昭和 45 年 7 月 1 日直審（所）30（例規）（審））2-47 は、所得税法における「生計を一にする」とは、一般に親族が同一の生活共同体に属して日常生活の資を共通にしていることを指し、納税義務者と当該親族が同一の家屋に起居していない場合には、納税義務者と当該親族間で、常に生活費、学資金、療育費等の送金が行われていることとされている。

イ 以上からすれば、市県民税の課税処分についても、これと同様に解し、納税義務者とその子が同一の家屋に起居していない場合に、当該子が納税義務者の扶養親族に該当するか否かは、納税義務者が、当該課税処分に係る前年の 12 月 31 日を基準日として、当該子又はその養育者に対し、当該子と同一の生活共同体に属し日常生活の資を共通させるものとして、生活費、学資金、療育費等の送金等を常に行ってているか否かを基準に判断すべきである。

(3) 本件について

ア 本件において、審査請求人は、令和3年7月10日以降、妻及び本件子と別居しており、本件処分の前年である令和4年の12月31日時点（以下「本件基準日」という。）において、本件子と日常の起居を共にしていないことから、本件子が審査請求人と「生計を一にする」ものであるとするためには、本件基準日において、審査請求人と本件子又は本件子を養育する審査請求人の妻（以下「本件子ら」という。）との間において、常に生活費等の送金が行われていることが必要となる。

かかる生活費等の送金の状況を検討するに、審査請求人は、本件基準日において本件子らに対して常に生活費等を送金している状況にない。かかる場合、審査請求人が、本件基準日以降に、裁判所から、審査請求人の妻に対して当該時期における婚姻費用の負担を命ぜられ、その送金を行ったとしても、本件基準日時点においては、本件子らに対して日常生活の資を共通させるための送金等を行っていなかった事実に変わりはないから、本件子が審査請求人と「生計を一にする」ものとは認められない。

イ これに対し、審査請求人は、令和4年中に、本件子らが居住するマンションを所有し、これに関する固定資産税、火災保険料等の当該マンションに係る諸費用を負担していたと主張し、かかる事実関係をもって前記「生計を一にする」との要件が認められるべきと主張する。

しかし、まず、当該マンションの固定資産税、火災保険料等を負担したとの事実関係は、当該マンションの所有者又は当該火災保険契約の契約者として自らが負担すべき債務を自ら支払ったものにすぎず、本件子らの生活費等を審査請求人が代わりに支払ったという関係になく、この事実関係をもって本件子らに対して生活費の一部を常時送金していたことと同視することはできない。

次に、審査請求人が、自らが所有するマンションに本件子らを居住させ、本件子らに対して住居費相当額を現物給付したという点については、確かに、扶養親族の住居に対する居住権が法的に確立され、その住居に係る費用の負担について明確に合意されている事例などにおいては、それを持って納税義務者と扶養親族間に住居費相当額の常時送金が行われていると同視できる場合もあるやに考えられるが、本件においては、そもそもの居住権自体の内容及びそれに係る必要費やその他の諸経費の負担など

が当事者間で明確に合意され、確立されているとは認められない上、審査請求人と審査請求人の妻との間において、婚姻費用の額を巡って当該マンションに居住する利益の金銭評価が争われているような状況であったわけであるから、そのような不安定かつ不明確な居住の利益の提供をもって、本件子と同一の生活共同体に属し日常生活の資を共通させるものとして、生活費、学資金、療育費等の送金等を常にしている状況と同視することはできない。

ウ したがって、本件基準日時点において、審査請求人が本件子の生活費等を常に送金していたと認めることはできないため、本件子は審査請求人と生計を一にするものに当たらず、本件子が審査請求人の扶養親族に該当しないとした処分庁の判断に違法又は不当な点は認められない。

(4) 結語

以上のとおり、本件子が審査請求人の扶養親族に該当しないと認められ、その他本件処分を違法又は不当として取り消すべき事情は見当たらないから、本件審査請求は棄却されるべきである。

(5) 審理員の審理手続

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。

(6) 結論

以上のとおりであるから、5の審査庁の裁決についての判断は、妥当である。

« 参考 1 »

審理員の審理手続の経過

年 月 日	審 理 手 続 の 経 過
令和6年4月1日	・審査請求書（副本）の送付及び弁明書等の提出依頼
令和6年4月22日	・弁明書等の受理
令和6年5月10日	・弁明書の送付及び反論書等の提出依頼
令和6年5月29日	・反論書の受理 ・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和6年5月30日	・反論書の送付 ・提出書類の閲覧等についての照会書の送付
令和6年5月30日	・提出書類の閲覧等についての回答書の受理
令和6年6月20日	・提出書類等の閲覧等決定通知書の送付
令和6年8月6日	・質問書の送付
令和6年8月26日	・回答書の受理
令和6年10月28日	・弁明書(2)等の提出依頼
令和6年11月18日	・弁明書(2)の受理
令和6年11月26日	・弁明書(2)の送付及び反論書(2)等の提出依頼
令和7年2月12日	・物件の提出依頼
令和7年2月26日	・物件の受理
令和7年3月4日	・物件の提出通知
令和7年3月14日	・提出書類等閲覧等請求書の受理
令和7年3月25日	・提出書類等の閲覧等決定通知書の送付
令和7年5月22日	・審理手続の終結
令和7年5月28日	・審理員意見書の提出

« 参考 2 »

審査会の調査審議の経過

年 月 日	調 査 審 議 の 経 過
令和7年6月10日	・審査庁から諮問書及び事件記録等の写し受理 ・調査審議
令和7年7月8日	・調査審議